

戸田市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例（案）の概要

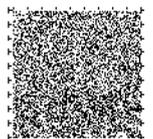
1 制定の趣旨と目的

インターネットの普及により、誰もが、あらゆる場所で世界とつながり、様々な情報を瞬時に入手することが可能になった反面、匿名性や不特定多数性など、その特性に由来する誤った情報や嫌がらせによる風評被害、悪口等を言いふらし、他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシー侵害等が安易に行われ、いじめの温床となる等の問題が深刻化しております。さらに、このことにより、被害者が心理的、身体的に大きな負担を強いられることは勿論、発信者自身が意図せず加害者となるような事態も頻発しております。

また、インターネット上に発信された情報は、消去には様々な負担や制約がある一方、拡散が容易であることに加え、何十年も前のことが昨日のこのように出てくるといった特性があり、一度受けた被害の影響がほぼ永続的に続くという問題があります。

こうした状況下で、市は、市民が被害者にも加害者にもならないよう、インターネットを正しく活用する能力の向上をはじめとした各種施策を講じていくための条例を制定することといたしました。

この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止に関して、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とします。



2 定義

この条例における用語の意義は、以下のとおりとします。

- (1) 誹謗中傷等とは、以下に示す情報をいいます。
 - 誹謗中傷、プライバシーの侵害等による権利ないし法的に保護される利益を侵害する情報（以下「侵害情報」という。）
 - 侵害情報に該当する可能性がある情報
 - 侵害情報には該当しないが、著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報
- (2) 被害者とは、誹謗中傷等の行為を受け、平穏な日常生活や経済活動等を害された者をいいます。
- (3) 行為者とは、誹謗中傷等を行った者をいいます。
- (4) 市民等とは、市内居住者に限らず、市内に通勤、通学してくる者も含めて規定するものです。
- (5) インターネットリテラシーとは、インターネットの利便性、危険性、基本的なマナーを理解して、正しい情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、インターネット上におけるトラブルを回避して、正しく活用する能力をいいます。

3 市の責務

市は、被害者及び行為者を発生させないための施策を推進する責務を有するものとしします。

4 市民等の役割

市民等は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとしします。

5 連携協力

市は、施策を円滑に推進するため、国、県、その他の関係機関と連携を図る責務を有するものとしします。

6 基本的施策

市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、以下の施策を講じるものとしします。

- (1) 市民等の誹謗中傷等の問題に対する理解を深めるための施策
- (2) 市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (3) 被害者になるおそれのある者、被害者及びインターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者に対する相談体制の整備
- (4) そのほか、被害者及び行為者を発生させないための施策

7 施行日

この条例は、公布の日から施行予定です。

